

共通－第5号様式 見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	さっぽろ雪まつり水素供給業務
発注課	まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランステンション推進室 水素事業担当課
選定事業者	エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社道央医療支店

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

2026さっぽろ雪まつり大通会場3丁目東側に展開する「GX脱炭素エリア」は、水素エネルギーを身近に感じてもらう機会を創出する取組であり、水素エネルギーの活用を通じた脱炭素化や道内の地域資源を活用したエネルギーの地産地消をテーマに、クリーンな会場づくりに取り組むこととしている。

「GX脱炭素エリア」に設置する休憩所内に設置する暖房機器(札幌市内企業が製作した水素ストーブ等)は、道内で製造した水素の熱利用を体感してもらうコンテンツであり、期間中、安定的に水素を供給する本業務には、圧縮水素ガスを安全に扱うことができる技術や知見を有する事業者であることが不可欠である。

本業務では、エネルギーの地産地消をPRするため、道内で製造された水素の供給を必要としているが、現在、道内で製造されている水素は、環境省等の実証事業での製造で販売ができないもの(スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、北海道電力株式会社、三笠市など)のほか、工場等での自家消費で使用するためのものであり、道内で製造された水素を産業ガスとして販売可能なのは、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社と株式会社しかおい水素ファームの2社に限られる。2社のうち、株式会社しかおい水素ファームは、令和7年7月に水素製造・販売事業をすべてエア・ウォーター北海道株式会社に移譲したこと、水素製造・販売を終了しており、現在、道内の水素の販売を担えるのはエア・ウォーターグループで産業ガス販売を担う、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社のみとなった。

以上のことから、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社は、道内で製造された水素ガスを唯一、供給・販売できる事業者であることから、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社を契約の相手方として選定する。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
------	-----------------------

決定日	令和8年1月6日
-----	----------